

熊本県公報

目次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の廃止 (高齢保健福祉課) 一
- 指定居宅サービス事業所の廃止 () " () 一
- 保安林の指定の解除 (森林保全課) 一
- 公有水面埋立しゅん功認可 (漁 港 課) 一
- 字の区域の変更 (市町村総室) 二
- " () " () 六
- 結核予防法による医療機関の指定 (健康増進課) 七
- 結核予防法による医療機関の辞退 () " () 七
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正 (私学文書課) 八
- 公 告 (経営技術課) 八
- 熊本県改良普及員資格試験合格者 (議 事 課) 八
- 熊本県議会会議録検索システムに係る一般競争入札の実施 (文化企画課) 一〇
- RA分析機器一式の賃借に係る一般競争入札の実施 () 一〇

告 示

熊本県告示第八百四十七号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地 鶴原吉井株式会社 熊本市世安町三百五十六番地	事業 者 名 鶴原吉井株式会社	廃 止 年 月 日 平成十三年十月一日
--	--------------------	------------------------

熊本県告示第八百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。
 平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地 阿蘇温泉病院 デイケア 阿蘇郡阿蘇町内牧千百五十三番一	事業 者 名 医療法人社団坂梨会 阿蘇温泉病院	廃 止 年 月 日 平成十三年二月一日
---	-------------------------------	------------------------

熊本県告示第八百四十九号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。
 平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡御所浦町字椀本二三五の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （次の図）は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに御所浦町役場に備え置いて縦覧に供する。（ ）

熊本県告示第八百五十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき公有水面埋立てのしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 しゅん功認可年月日

平成十三年十月二十九日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

天草郡河浦町大字河浦五二二五番地 河浦町

三 埋立区域

1 位置

天草郡河浦町大字崎津字鵜渡崎二五三及び二五四の三地先の公有水面

2 区域

次の 地点から の地点を順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成九年春分の日における満潮位(DL+二・九三メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 天草崎津港灯台(北緯三二度一八分二・三秒、東経一三〇度〇一分四五・

五秒)から二九四度〇五分三三秒 八二・三・三八五メートルの地点

の地点 の地点から一八四度〇〇分〇〇秒 二〇・〇〇〇メートルの地点

の地点 の地点から二四五度〇〇分〇〇秒 三八・〇九六メートルの地点

3 面積

千二百一十一・四六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

天草郡河浦町大字崎津字鵜渡崎二五三及び二五四の三地先の公有水面

2 区域

次のアの地点からウの地点を順次直線で結んだ線及びウの地点とアの地点を結ぶ平成九年春分の日における満潮位(DL+二・九三メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

アの地点 天草崎津港灯台(北緯三二度一八分二・三秒、東経一三〇度〇一分四五・

五秒)から二九四度二三分三八秒 七九八・九七五メートルの地点

イの地点 アの地点から一八四度〇〇分〇〇秒 二七・八六四メートルの地点

ウの地点 イの地点から二四五度〇〇分〇〇秒 五八・四三四メートルの地点

3 面積

二千二百八十五・八三平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに河浦町水産商工課

熊本県告示第八百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第二号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨荒尾市長から届出があった。右の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。
平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

後 取 部 大 字 区	後 取 部 字 区	区 域	後 取 部 大 字 区	後 取 部 字 区
内	内	342の一部	内	内
内	内	347から349までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	内	内
内	内	363、364の1、364の3、364の4、366の1、366の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	内	内
内	内	411の1の一部、411の2の一部、412、413及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	内	内
内	内	438、447の1、447の2	内	内
内	内	1813の一部、1814の一部、1817の一部	内	内
内	内	1817の一部、1819の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	内	内

荒 尾 笹 尾	2091の1の一部、2092の1の一部、2097の一部、2099の一部、2101の一部、2102の一部、2106の一部、2107の一部、2110の一部、2111の一部、2113から2115までの各一部、2117の一部、2119、2120、2121から2124までの各一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	荒 尾 芋 尾
荒 尾 笹 尾	2216の一部、2217の1の一部、2218の1の一部	宮 内 南
荒 尾 七 反 坪	2219の1、2219の4、2220の1及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、並びに2221、2222の地先の道路、水路である国有地の一部	宮 内 南
荒 尾 七 反 坪	2219の2の一部、2220の2の一部、2221の一部、2222、2223、2224の1の一部、2229の一部、2230の一部、2237から2239までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部	宮 内 川 向
荒 尾 北 屋 形 山	3239から3242までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	荒 尾 日 焼
荒 尾 北 屋 形 山	3242の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	荒 尾 七 反 坪
荒 尾 日 焼	3244の1の一部、3244の2、3245の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	荒 尾 七 反 坪
荒 尾 日 焼	3257の一部、3258の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	荒 尾 北 屋 形 山

荒 尾 沖 田	3306の一部、3307から3315まで、3316の一部、3318の一部、3328の一部、3329の一部、3336の1の一部、3336の2の一部、3337の一部、3339の一部、3341の一部、3342の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	荒 尾 日 焼
荒 尾 沖 田	3316の一部、3318の一部、3319、3320、3321から3323までの各一部、3327の一部、3328の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部	荒 尾 七 反 坪
荒 尾 沖 田	3323から3325までの各一部	宮 内 川 向
荒 尾 田 添	荒尾字沖田3342の1、3343、3354、3355に隣接する道路、水路である国有地の全部	荒 尾 沖 田
高 浜 数 根	652、653の1及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	高 浜 吸 田
高 浜 数 根	673の1の一部、673の2の一部、674から676まで、681、682、684から686まで、687の1の一部、687の2の一部、688の一部、690から693までの各一部、722の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部	菰 屋 吸 田
高 浜 大 浦	735の一部、736の1の一部、737の3の一部、738の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	高 浜 数 根
高 浜 吸 田	846の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、並びに高浜字数根659に隣接する道路である国有地の一部	高 浜 数 根

高 浜	大 浦	高浜字吸田851、856、857、864の1に隣接する水路である国有地の一部	高 浜	吸 田
高 浜	吸 田	851の一部、856の一部	高 浜	大 浦
高 浜	海老ヶ浦	891の9に隣接する水路である国有地の全部	高 浜	吸 田
高 浜	大 藤	1015に隣接する道路である国有地の全部	高 浜	吸 田
菰 屋	下 吸 田	1568の1、1568の2、1570の一部、1571の一部、1572、1573、1577、1578、1579の1、1580、1581の1、1582、1583及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	菰 屋	吸 田
菰 屋	下 吸 田	1570の一部、1571の一部	高 浜	数 根
牛 水	東五反田	2067の2、2068、2071の1、2072、2073の1、2074の1、2076から2078まで、2079の1、2079の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	高 浜	大 浦
牛 水	七 枝	2139、2140に隣接する道路である国有地の全部	高 浜	数 根
牛 水	吸 田	2243、2245に隣接する道路である国有地の全部	高 浜	数 根
牛 水	吸 田	2245、2246、2248、2249の1、2254に隣接する道路である国有地の全部	菰 屋	吸 田
菰 屋	北 前	11、12の地先の水路である国有地の一部	菰 屋	高 倉
菰 屋	東 前	116、117、118の1、119の2、120の2、124の1、125及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	菰 屋	新 堤
菰 屋	新 堤	266に隣接する道路である国有地の一部	菰 屋	篤 寄

菰 屋	篤 寄	288、289、290の1、291の1、292の1、312の3の一部、314、315、316の1の一部、316の2の一部、317、318の一部、319の一部、325の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	菰 屋	新 堤
菰 屋	篤 寄	301の一部、302の一部、303の1の一部、303の3の一部、304の一部、351の1の一部、352、353の一部、355の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字篤寄300の地先の水路である国有地の一部	菰 屋	上 蛸 原
菰 屋	馬 脊	550、595の2、650の一部、651の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに795の1、796の1、798の1に隣接する道路である国有地の全部	菰 屋	中 牟 田
菰 屋	下 浦	697の一部、699の一部、700の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに652から654まで、655の1に隣接する水路である国有地の全部	菰 屋	馬 脊
菰 屋	下 浦	695、696、696の2、697の一部、697の2、699の一部、700の一部、701、702の1、702の2、703から706まで、707の1、707の2、708から712まで、738、740、741及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	菰 屋	中 牟 田

菰 屋 中 牟 田	751の1の一部、752の一部、753の1、753の2、754の1、755の1、756の1、757の1、757の2、758の1、759の1、759の2、760の1、760の2、761の一部、766の1の一部、766の2、766の3、767の1、767の2、768の1、768の2、769の一部、770の一部、778の1の一部、778の2の一部、779の2の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	菰 屋 蛸 原
菰 屋 中 牟 田	字下浦700に隣接する道路である国有地の一部	菰 屋 馬 脊
菰 屋 下 新 谷	798の1、799の1に隣接する道路である国有地の全部	菰 屋 中 牟 田
菰 屋 中 牟 田	802から804までの各一部、805、806の1の一部、807の1、809、810の1、811の2、814の一部、815の一部、817の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	菰 屋 上 蛸 原
菰 屋 蛸 原	832、833、834から836までの各一部、838から841までの各一部、842の1の一部、877の一部、878の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	菰 屋 中 牟 田
菰 屋 蛸 原	877の一部、878の一部、880の一部	菰 屋 上 蛸 原
菰 屋 上 蛸 原	889の1の一部、890から894までの各一部、911の1の一部、912の1の一部	菰 屋 蛸 原
菰 屋 上 蛸 原	927の一部、928の1の一部、928の3及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	菰 屋 篤 寄

菰 屋 南 前	929の1、930の1、931の2、932の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	菰 屋 上 蛸 原
菰 屋 上 蛸 原	915の2	菰 屋 南 前
菰 屋 南 前	958の1の一部、960の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	菰 屋 下 奈 良 町
菰 屋 南 前	976から978までの各一部、980の一部、981、982及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部	菰 屋 西 前
菰 屋 南 屋 敷	1054、1055及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	菰 屋 西 前
菰 屋 西 前	1251、1252の一部、1253の1の一部、1253の2の一部、1254の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	菰 屋 北 前
菰 屋 西 前	1258の1、1258の5、1259の1、1259の2、1261の1の地先の水路である国有地の一部	菰 屋 高 倉
菰 屋 西 前	1270の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部	菰 屋 奈 良 町
菰 屋 奈 良 町	1303の1、1303の2、1303の3の一部、1304、1305の一部、1307の1の一部、1307の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	菰 屋 西 前
菰 屋 奈 良 町	1307の2の一部、1308の2、1311の2、1312の2、1315の2、1316の2、1321の2、1321の5、1321の6、1322の1、1322の2、1329の2、1330の2、1331の2、1332から1334まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	菰 屋 南 前

菰屋	奈良町	1327の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	菰屋	下奈良町
菰屋	下奈良町	1335、1336、1338の一部、1383の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	菰屋	南前
菰屋	下奈良町	1383の3の一部、1384の一部	菰屋	奈良町
菰屋	西奈良町	1388の一部（1390の1、1390の3）の一部、1391の1の一部	菰屋	下奈良町
菰屋	西奈良町	1412の1の一部	菰屋	西前
菰屋	高倉	(2170の1、2170の2、2171)の一部、2172の1、2172の2の一部、2172の3の一部、2172の4、2181の1、2181の3の一部、2181の4、2182、2183の一部、(2184の1、2184の3)の一部、2184の2の一部、2185の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	菰屋	北前
永塩	沓丁田	509の2、511の2、512の2、513の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	菰屋	中牟田
永塩	沓丁田	757の1、758の1、848の1、848の3、848の4に隣接する水路である国有地の一部	菰屋	蛸原

熊本県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和十四年法律第九十五号）第三十一条第一項第一号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和二十一年法律六十七号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨長洲町長から届出があった。

右の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮谷 義子

変更前 大字名	変更前 字名	区 域	変更後 大字名	変更後 字名
永塩	下前田	215の1の一部、216の2の一部、217の2の一部、245から248までの各一部、249から251まで、252の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	永塩	井樋口
永塩	井樋口	204の3の一部	永塩	下前田
永塩	中前田	273の一部、307の一部、308から312まで、313から316までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	永塩	下前田
永塩	東ノ前	1689の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	永塩	下前田
永塩	永方	1799の2の一部、1801、1815及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに1816に隣接する水路である国有地の全部	永塩	下前田
永塩	芝原	1875、1890の3	永塩	下前田
永塩	下前田	219の一部、221の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	永塩	芝原
永塩	下前田	258の1の一部、259の1の一部、260の一部、261の1、262の1、263の1、263の2、264の1、265、266の2、266の3、267の1の一部、267の3の一部、267の4、267の5の一部、268の4の一部、268の5の一部、272の1の一部、272の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部	永塩	中前田
永塩	西葛輪	345の一部、346の1、346の2の一部、347の一部、348の一部、351から354までの各一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部	永塩	中前田

永 塩 東ノ前	1675の一部 1676の一部 1677の1、1677の2、1678から1680まで、1682から1688まで、1689の一部、1690、1691の一部、1692、1693の一部、1694の1の一部、1694の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	永 塩 中前田
永 塩 永 方	1799の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	永 塩 中前田
永 塩 中前田	289の1の一部、289の2の一部、334の1の一部、334の2の一部、335の1の一部、335の2の一部、336の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	永 塩 上前田
永 塩 西葛輪	346の2の一部、347の1の一部、348の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	永 塩 上前田
永 塩 巷丁田	491の1の地先の道路、水路である国有地の一部	永 塩 上前田
永 塩 東ノ前	1673の一部 1674の一部 1676の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	永 塩 西葛輪
永 塩 西葛輪	358の2	永 塩 東ノ前
永 塩 上前田	459の1の一部、459の2の一部、460の1、460の2から460の5までの各一部、461の一部、462の1の一部、463の1の一部、465の1の一部、465の2、468の1の一部、468の2、468の3、468の4の一部、469の1、469の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	永 塩 巷丁田

指 屈 中牟田	750の2、751の2、754の2、755の2、756の2、757の3、758の2及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部	永 塩 巷丁田
---------	---	---------

熊本県告示第八百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮谷 義子

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
48	本渡市大浜町三十八	中山外科医院	本渡市大浜町三十八	中山 要	平成十三年十月三十一日
49	本渡市太田町一番地の一	ニユー天草病院	本渡市太田町一番地の一	医療法人永輝会	平成十三年十月三十一日
50	八代市上野町一九六五番地二	渡辺歯科医院	八代市上野町一九六五番地二	医療法人大輝会	平成十三年十月三十一日
51	下益城郡松橋町大野浜田保留審地二七一一	まつばせ児嶋クリニック	熊本市新大江三十四一五三	児嶋 貴治	平成十三年十月三十一日

熊本県告示第八百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮谷 義子

所在地	名称	住所	開設者氏名
本渡市大浜町三十八	中山病院	本渡市大浜町三十八	中山 要
本渡市太田町二番地の 一	ニユー天草病院	本渡市佐伊津町字金浜 五七八九	医療法人天草病院
八代市日置町五八二番 地の 一	渡辺歯科医院	八代市日置町五八二番 地の 一	医療法人大輝会

熊本県告示第八百五十五号

平成十三年四月一日熊本県告示第二百七十九号の十（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県立大学特別選抜試験の項中

試験実施日
属する年度の翌
年度の五月一日
から六月三十日
まで

を

合格発表の日か
ら起算して三日
を経過した日か
た一月

に改める。

公 告

熊本県公告第七百五十三号

熊本県改良普及員資格試験条例（昭和二十八年熊本県条例第二十五号）に基づく平成十三年度熊本県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮谷 義子

改良普及員資格試験合格者

（四十六人）

受	験	番	号
一	三	六	八
十七	二十	二十一	二十四
三十	三十一	三十二	三十三
三十八	三十九	四十	四十二
四十六	五十二	五十四	五十六
六十三	六十五	六十八	六十九
七十五	七十八	八十一	八十二
九十二	九十六	九十七	百一
			八十六
			七十一
			七十三
			六十二
			四十三
			三十五
			三十八
			二十六
			四十四
			六十二
			七十三
			八十八

熊本県公告第七百五十四号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

1 借入物品及び数量 熊本県議会会議録検索システムに係る機器 一式

2 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十四年三月一日から同年三月三十一日まで

4 納入期限 平成十四年二月二十二日

5 納入場所 入札説明書による。

6 入札方法

(一) 入札金額は、賃借料一月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては四十八月賃借料率で計算すること。

(二) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和三十九年告示第四百二十号）の規定を準用する。

(四) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
入札参加資格

- 1 平成十三年二月二十三日付け熊本県告示第四百十三号（平成十三年度物品（電気通信機器類及びOA機器類）の借入れに係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等）により、入札参加資格を有すると認められたもので、熊本県内に本店、支店又は営業所を有するもの
 - 2 前記熊本県告示第四百十三号二の二に該当するものは、入札に参加できない。
 - 3 入札に参加できるもの
 - 二に掲げる入札参加資格を有するもので、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成十三年十一月十五日午後五時十五分までに熊本県議会議事課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出したものの
 - 四 契約条項を示す場所等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県議会議事局総務課
郵便番号 八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号 〇九六一三三三一一一 内線六四五五
 - 2 入札説明書の交付
 - (一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明会で説明する。
 - (二) 入札説明会の日時及び場所
日時 平成十三年十一月九日（金）午後四時から午後五時まで
場所 県議会棟本館二階第四小会議室
 - (三) 入札説明会に参加できないものについては、入札説明書を配布する。入札説明書の配布期限は平成十三年十一月七日（水）から同年十一月十五日（木）までとする。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十三年十一月二十一日（水）午後二時から
 - (二) 場所 県議会棟本館二階第四小会議室
 - 4 入札書の提出方法
 - 四の3記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、四の1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）をすること。
 - 五 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県議会議事局総務課
郵便番号八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号 〇九六一三三三一一一 内線六四五五
 - 六 その他
 - 1 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
-
- 2 日本語及び日本国通貨とする。
 - 入札保証金
入札に参加しようとするものは、入札執行の際に見積もった一月当たりの額に借入期間月数（一月）を乗じた額の百分の五以上の金額を四の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の（一）又は（二）のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (一) 入札に参加しようとするものは、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (二) 入札に参加しようとするものが、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（そのものが落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - 3 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のないものとした入札、入札者に求められる義務を履行しなかったものとした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
 - 4 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - 5 最低制限価格
設定しない。
 - 6 契約書作成の要否
要
 - 7 契約書作成の期限
熊本県競争契約入札心得による。
 - 8 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入月数（一月）を乗じた額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の（一）又は（二）のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - (一) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (二) 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と

種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(そのものが、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

9 その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第七百五十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十一月七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量 DNA分析機器 一式
- 2 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 設置期限 平成十三年十一月三十日
- 4 設置場所 熊本県文化企画課仮収蔵庫(熊本市小峯四丁目五一)
- 6 入札方法

(一) 入札金額は、賃借料一月当たりの賃貸代金で行う。見積りに当たっては、六十か月賃借料率で計算すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にの当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和三十九年告示第四百二十号)の規定を準用する。

(四) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

二 入札参加資格

平成十三年二月二十三日熊本県告示第四百十三号(平成十三年度物品(電気通信機器類及びOA機器類)の借入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)により、入札参加資格を有すると認められた者であること。

三 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県企画開発部文化企画課博物館プロジェクト班(熊本県庁行政棟本館三階)
郵便番号 八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線三五四六

2 入札説明書の交付

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(二) 交付期限は、入札の前日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十一月二十二日 午後二時

(二) 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館二階入札室

4 入札書の提出方法

三の3記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、三の1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

四 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県企画開発部文化企画課博物館プロジェクト班(熊本県庁行政棟本館三階)

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線三五四六

六 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もつた一月当たりの額に借入期間月数(六十月)を乗じた額の百分の五以上の金額を三の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保証証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入期間月数(六十月)を乗じた額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する

- ときは、契約保証金の納付が免除される。
- (一) 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (二) 過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 4 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- 5 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者を落札者とする。
- 6 最低制限価格
設定しない。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 その他詳細は、入札説明書による。

平成十三年十一月

七本

日發行
日印刷

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%